

# 晴海客船ターミナルホール等利用ガイドライン

## 新型コロナウイルス感染予防対策

晴海客船ターミナルホール等の利用につきまして、当面の間、感染予防対策期間として下記の運用といたします。

ホールでの催事主催者は、事前に晴海客船ターミナル事務所に相談をいただき、開催にあたっては東京都と協議の上決定させていただきます。

【お問合せ先】晴海客船ターミナル事務所  
電話：03-3536-8651（平日 午前 9 時から午後 5 時 15 分）

### 1 定員・利用時間

- ・入館人数は以下の表のとおりとする。
- ・利用可能時間は以下のとおりとする。利用時間には、準備、清掃、完全撤収時間を含む。  
（平日） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分  
（土日祝日） 午前 9 時 00 分～午後 9 時 30 分

形態	ホール（ホワイエ含む）の収容定員
会議・展示会、クラシック音楽、演劇等大声での歓声・声援等がない場合	最大 432 人（1m間隔で算出） ※ただしレイアウトにより最大利用者数は異なる。 ※業種別ガイドラインの遵守による。 ※これまでの当該イベントの開催実績において参加者が完成、声援等を発し、または歌唱する等の実態が見込まれないこと。
大声での歓声・声援等想定される場合	最大 300 人 ※ただし、レイアウトにより最大利用者数は異なる。 ※十分な人との距離（1m）を確保 ※業種別ガイドラインの遵守による。 ※これまでの当該イベントの開催実績において参加者が完成、声援等を発し、または歌唱する等の実態が見込まれないこと。

### 2 利用規則 等

新型コロナウイルス感染防止の観点から、「晴海客船ターミナル施設利用規則」に以下のルールを追加いたします。

① 基本事項

- 施設管理者及び主催者は、双方で感染防止対策について徹底して取り組みます。  
(具体的な対策については下記3・4のとおり)

② 飲食等

- 酒類を含む飲食物の提供・販売及び、調理行為、キッチンカーの設置は禁止とさせていただきます。
- あらかじめ、飲食エリアを設定し、感染防止対策について御提出ください。

③ 清掃・消毒

- 準備・開催日には1日1回トイレ清掃・消毒、エレベーターボタン、バックヤードの扉の消毒を管理者側で行います。
- 催事中、ホール内は作業ができませんので、複数の人が触る場所は、必要に応じて主催者側で随時消毒を実施して下さい。
- 使用したイス・机・音響設備等の備品は、使用後に消毒を行い、主催者側で収納して下さい。
- イベント終了後に主催者負担で、4階全体、屋外使用許可エリアの清掃・消毒を行っていただきます。施設管理者によるホール等イベント開催時の清掃基準を遵守ください。清掃作業にあたっては、主催者側で行っていただくか、施設管理者指定事業者のご紹介も可能です。

④ ゴミ処理

- 適切な数のゴミ箱を用意して設置して下さい。
- 分別された使い捨て容器など、完全にゴミ袋に密閉し管理して下さい。
- ゴミは全て、主催者が持ち帰って下さい。

⑤ 会場内の換気対策

- 換気のため必要に応じホール正面入口ドア、諸室のドア、4階出入口自動ドアの開放をお願いいたします。
- 施設内の換気状況点検等でスタッフが1時間に1回以上立ち入ります。

⑥ 導線

- 入場者同士の導線が交錯しないよう、入退場口やホール内の一方通行など配慮をお願いいたします。
- ソーシャルディスタンス確保のため、サイン設置と誘導員の配置を行って下さい
- エレベーターは、一般の御客様もご利用になります。外階段の利用を優先してください。エレベーターを使用する場合は1基に7人までとさせていただきます。人数制限を行うスタッフを各階に配置をお願いいたします。

⑦ 入場者カウント

- ホール内の滞留人数をカウントして、規定の人数を超える場合は入場規制を実施して下さい。

⑧ 誘導員の配置

- 入場待機列を作る場合は、誘導員を十分に配置し、ソーシャルディスタンスを確保し、当館警備員が指示する方法で並ばせて下さい。

待機列を客船ターミナルのロビー内に作ることはできません。

⑨ 使用中止エリア

4階シャワー室は、当面使用を中止させていただきます。

3 施設の具体的対策

(1) 施設内における感染防止対策

- 不特定多数の高頻度接触部位の消毒（トイレドア等、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、その他多くの参加者が使用する部分）
- 他者と共用する物品の消毒（休憩所のテーブル、椅子、ベンチ等）※現在撤去中
- 施設エントランス部への手指消毒液の設置
- エントランスホール、ロビー等の十分な換気
- 飛散防止パネルの設置（1階警備室・2階事務所）
- 混雑が予想される屋内喫煙所の閉鎖（1階・2階・3階）

(2) 周知・広報

当社 Web サイト、施設内デジタルサイネージ及び館内誘導看板等にて、以下の内容を周知します。

- 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）などの症状がある場合の来場自粛及び入場制限実施の周知
- 入場時に上記症状が判明した場合は、主催者が入場制限を行うこと
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い
- 手指消毒の徹底・来場者間の物理的距離の確保
- 「東京版新型コロナ見守りサービス」「厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ」の利用推奨、「TOKYO ワクションアプリ」を活用した取組推奨

4 主催者が主体的に行う具体的対策

主催者は、関係団体等のガイドラインに基づく感染防止策及び下記事項について、対策を講じてください。

(1) 計画・周知

- 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）などの症状がある場合の来場自粛及び入場制限実施の周知
- 上記体調不良者の対応計画
- 来場者、関係者へのマスク着用の周知
- 最大収容者数の設定と当社との事前確認（当社が定めた最大収容者数を基に、設置物と身体的距離の確保を講じた人数設定）
- 入場制限を行う際の払い戻しの措置等を規定しておくこと
- 参加者（出展者・来場者・施工会社等）の氏名、連絡先の把握
- 分散来場を促進すること

- 「東京版新型コロナ見守りサービス」「厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ」「TOKYO ワクションアプリ」の周知・推奨

(2) 搬出入及び開催当日

- 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）場合の来場自粛及び入場制限実施
- 上記体調不良者の対応と管理者への報告
- 入場口での検温及び消毒の徹底（声掛け、確認スタッフを常駐）
- 来場者、関係者のマスク着用の徹底、持参していない方へのマスク配布等
- 会場入口への手指消毒液設置
- 手洗い、手指消毒の励行と周知
- 不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
- 他者と共用するホール内等の物品等の消毒（ホワイエ、控室①②、パントリー、テーブル、椅子、ベンチ等）
- 入場時の待機列等における物理的距離の確保（動線計画、ゲート設置 等）
- 大声を出す者がいた場合、個別に注意を行うこと
- 施設内への酒類の持込は不可
- 飲食は、管理者が指定する場所のみとする（4 階・5 階テラスのみ）
- 飲料は、マスク着用担保、会話はマスクを着用すること
- 十分な換気（1 時間に 2 回以上、1 回に 5 分以上）を行い、感染防止策を徹底すること
- 催事開催前後の行動管理を行うこと（公共交通機関利用時にあたっての分散化など）
- 清掃基準に基づいた使用許可エリア内の清掃等
- その他上記以外の東京都及び関係団体等のガイドラインに基づく感染防止策
- 開催中に体調不良者が発生した場合は、主催者が施設管理者に連絡するとともに、指定の場所に移動させること。患者の状況確認後、下記に連絡を行い、救急車の要請が必要な場合は施設管理者がそれに協力する。

受付時間、電話番号等

受付時間	名称	電話番号
平日の午前 9 時から午後 5 時	中央区保健所コールセンター	<u>03-3541-5254</u>
随時(24 時間受付)	東京都発熱相談センター	<u>03-5320-4592</u>

- 患者が搬送された後は、主催者が上記センターに消毒等の対応を確認し、施設管理者とともに適切な処置を行う。  
 ※4 階ホール等主催者が使用した場所の消毒等はすべて主催者側負担となります。  
 ※エレベーター、階段等共用部については、施設管理者で実施します。
- 催事後 2 週間以内に、催事関係者・参加者等がコロナに感染した場合には、速やかに主催者より、コロナ陽性者の来場日時等、詳細情報を施設管理者まで報告すること。  
 また、消毒にあたっては、上記対応とする。

5 利用自肅要請

- 行政機関から新たな利用自肅の要請があった場合は、催事期間中であっても速やかに利用を中止してください。